

## 心身障害乳幼児療育ネットワークシステム事業に 関する研究

樋口 貞夫<sup>1)</sup>

要約：秋田県福祉保健部では、心身障害乳幼児の早期発見から早期療育まで一貫した体制を確立し、適切な療育ができるよう心身障害乳幼児療育ネットワークシステム事業を実施することにし、昭和62年から平成2年にかけて本事業の構想と実施方法について検討、試行を行い、平成3年4月から4支所を含む12保健所を中心に全県一斉に実施した。

その途中経過を集約し、今後、本事業の充実を図るための課題について報告する。

見出し語：対象乳幼児の範囲、初期発見の事業、幼児教室、気になる子供、気になる母親

I 研究目的：平成3年4月から平成4年2月までの各保健所における実施状況報告をもとに集約し、それを検討し、これから本事業の発展充実させるための課題とする。

### II 結果

#### 1 対象乳幼児の把握状況

(1) 本事業の実施要領では、対象児を「精神、運動、言語、視覚、聴覚等心身に障害がある、またはその疑いのある乳幼児」としているが、各保健所が対象児として集積した人員は、保健所のこれまでの心身障害児療育の取り組みの経過や管内市町村との提携体制、関係機関の協力状況等により集積した対象乳幼児数も1保健所当たり、9名から123名と格差があり、現在

集積作業中の保健所が2カ所あった。また、全保健所が対象乳幼児を「各種乳幼児健診において障害がある、またはその疑いある乳幼児」と「各種乳幼児健診の精検で要経過観察児となった乳幼児」の2点を基準として集積していたが、それ以外に小児慢性特定疾患治療研究事業や育成医療の対象児等を加え、広く集積しているのが2保健所、障害の確定診断したもののみを計上しているのが2保健所であった。

(2) 対象乳幼児が最初に把握された健診事業等の状況

事業名	人員	比率(%)
各種乳幼児健診	308	60.1
各種母子健康相談事業	37	7.2

家庭訪問事業	24	4.7
福祉関係相談	32	6.2
その他	112	21.8

### (3) 対象乳幼児の主たる障害別

障害区分	人員	比率(%)
肢体不自由	36	7.0
精神発達に問題がある	247	48.2
聴覚視覚に問題がある	13	2.5
言語に問題がある	102	19.9
慢性の疾患がある	44	8.6
未確定ながら心身に遅れがみられる	20	3.9
診断未確定乳幼児	51	9.9

※上記の障害が合併しているものが85人、16.6%あった。

### (4) 対象乳幼児を診断確定した機関の状況

総合病院	23.5%
上記以外の病院、医院	2.0%
県小児療育センター	14.8%
肢体自由児施設太平療育園	2.0%
児童相談所	42.0%
その他	15.7%

## 2 対象児の指導、療育の状況

(1) 本事業の実施にあたり、保健所が各種健診事業において発見した障害がある、また経過観察を要する乳幼児の早期訓練と母親に対する指導・啓発を図るため、保健婦、保母、福祉関係職員等をスタッフとして「幼児教室」の名称で親子のグループ指導を行う事業を設定したが、その実施状況は次のとおりであった。

① 幼児教室を開設している保健所は8カ所で参加乳児数が142名、月1～2回の定期開催であった。

② これに参加させる幼児の選定に当たっては障害が明確で、保護者も障害を認知している場合は専門機関で療育を受けさせるようにし、それ以外の心身障害児と要経過観察児を中心に参加させていた。

また、障害の疑いは少ないものの母親の養育に原因があり、行動動作や社会性等に問題が見られる、いわゆる「気になる幼児」と「養育方法が気になる母親の幼児」を含めて対象児としている保健所が2カ所あった。

そのほか、保健所の訪問指導のみの乳幼児が全集約児の22.6%(116名)、市町村保健婦の訪問指導のみが19.9%(102名)で、他は医療機関以外で何らかの指導訓練を受けていた。

### (2) 市町村主体の指導訓練の状況

市町村が独自で指導訓練事業等を実施しているのは、4市町で参加幼児は54名であった。

### (3) 関係機関の利用状況(全対象児中)

- ① 児童相談所通所訓練 延35名(6.8%)
- ② 小児療育センター “90名(17.5%)
- ③ 肢体不自由児施設 “13名(2.5%)
- ④ 児童相談所や福祉事務所の相談、指導を受けたものは、延21名(4.1%)いた。

## Ⅲ 考察

1 本事業の対象児は各種健診事業(乳児健診1才6カ月児、3才児健診等)で60%が把握されていた。

しかし、健診対象児の多い市部を抱えている保健所ではケース管理に手が届かず、障害の確定した乳幼児のみを集積の対象とせざるを得ない状況にあった。

今後、市町村<sup>(1)</sup>との連絡提携の強化、事後

指導マニュアルの普及、ケース担当者の分担、OA化等により効率化を図る必要がある。

2 対象児の障害別では、精神発達に問題がある乳幼児とその近域である言語に問題がある乳幼児を併せると67%を占めており、この背景には医療の充実、普及に比して、精神発達に問題のある幼児に対応してくれる施設、機関が身近になく、特に、幼児の通所施設が少ない本県においては、健診後のフォローとして各保健所が幼児教室を実施し対応していることが本事業の大きな特徴であり、成果を上げており、新年度に2保健所が新たに開設する予定である。

今後、市町村独自の療育事業を国の事業である心身障害児通園事業に発展させ、充実するよう市町村に働きかけることが必要であり、また県内の実施箇所数を増やしていく必要がある。

更に、県小児療育センターを利用している乳幼児も多いことから、同センターが地域の療育活動へ指導援助していくような機能をもつことが必要とみられる。

## VI 今後の方向

心身に障害がある、またはその疑いのある乳幼児を早期に発見し、診断を確定し、療育方針を確立し、療育経過を管理していく本事業を全県の保健所が中心となって一斉に実施することができた。

また、これまでの実施結果からは、心身に障害のある乳幼児に対する療育事業の視点から更に対象児の枠を広げ、各種健診事業で発見された心身障害の疑いある、いわゆるグレーゾーンの乳幼児や、養育の未熟な母親への援助事業として既に本事業を活用している保健所もあることから、予防的福祉、保健事業として本事業の内容充実を図る必要があることを示唆していた。

今後、本事業を充実させるため、保健、医療の専門的指導援助を受けながら、関係機関の現行事業との統合を図り、実施要領の見直しも含めて改善して行くことにしている。

## 参考文献

- (1) 平成2年度厚生省心身障害研究報告書  
谷口班報告書(P276)



## 検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用

論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



要約:秋田県福祉保健部では、心身障害乳幼児の早期発見から早期療育まで一貫した体制を確立し、適切な療育ができるよう心身障害乳幼児療育ネットワークシステム事業を実施することにし、昭和62年から平成2年にかけて本事業の構想と実施方法について検討、試行を行い、平成3年4月から4支所を含む12保健所を中心に全県一斉に実施した。その途中経過を集約し、今後、本事業の充実を図るための課題について報告する。